平成２３年（フ）第６１８号
茨城県那珂郡東海村大字石神外宿2461番地15　ベルウェーブ
破産者　小野慎一郎
1　決定年月日　平成24年８月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第５９３号
新潟市東区錦町２番10号
破産者　山田千鶴子
1　決定年月日　平成24年８月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６３９号
新潟市西区五十嵐１の町7155番地　パンプキンホームいからし、前住所北海道北斗市白川222番地
破産者　山本　隆啓
1　決定年月日　平成24年８月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５６２号
金沢市窪３丁目377番地２
破産者　伊藤　康夫
1　決定年月日　平成24年８月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第５６８号
広島県東広島市八本松町飯田127番地４
破産者　山口　忠信
1　決定年月日　平成24年８月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４２号
広島県世羅郡世羅町大字甲山75番地
破産者　リカーショップこばやしこと　小林　凡平
1　決定年月日　平成24年８月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第２１０号
宮崎市大字熊野10062番地　フローラル木花台４棟102号、開始決定時の住所宮崎市大字熊野10180番地
破産者　石黒　正道
1　決定年月日　平成24年８月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２５号
鹿児島県出水市福ノ江町1035番地
破産者　森﨑　道治
1　決定年月日　平成24年８月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２４年（フ）第２２号
富山県南砺市山見455番地１　山見市営住宅１号棟102号室
破産者　髙堀美智子
1　決定年月日　平成24年８月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２３年（フ）第２１２号
福岡県糸島市前原駅南２丁目24番50―104号、前住所福岡県糸島市高田２丁目20番10―507号
破産者　小川　友治
1　決定年月日　平成24年８月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第７５号
福岡市西区福重団地７番507号
破産者　桃田イツヱ
1　決定年月日　平成24年８月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１３３号
福岡市東区馬出４丁目８番33―405号、前住所福岡市東区箱崎ふ頭３丁目４番18―502号
破産者　冨永　惠子
1　決定年月日　平成24年８月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第４３３号
熊本県八代市花園町15番４号フラワーマンション102号室
破産者　竹永　　徹
1　決定年月日　平成24年８月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第２２３号
福島県郡山市富久山町八山田字尾池南１―１、住民票上の住所福島県二本松市米沢字山中８番地
破産者　二階堂儀貞
1　決定年月日　平成24年８月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第２８１号
福島県二本松市亀谷１丁目147番地
破産者　國分　　一
1　決定年月日　平成24年８月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第２８２号
福島県二本松市亀谷１丁目145番地
破産者　國分　榮市
1　決定年月日　平成24年８月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第１３３号
福島市八島町15番42号　コーポゴリ104、従前の住所福島市本町５番28号
破産者　伊藤　憲司
1　決定年月日　平成24年８月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所